

問V - 2 - ②（収支相償）

収支相償の計算方法として収益事業等からの利益の繰入額が50%の場合と50%を超える場合の二つの方法があるようですが、両者の違いがわかりません。

答

- 1 法人が収益事業等を行う場合において、どの法人も収益事業等から生じた収益（利益）の50%は公益目的事業財産に繰入れなければなりません（公益法人認定法第18条第4号）、法人によっては、公益目的事業の財源確保のために必要がある場合には自発的に50%を超えて繰入れることができます（公益法人認定法施行規則第26条第7号及び第8号）。このように利益の50%を超える繰入れは、法人において公益のために必要であるとの判断に基づいて行うものであることから、利益の繰入れが50%か50%超かによって収支相償の計算方法を変えることとしたものです（公益認定等ガイドラインI-5.参照）。

（注）収支相償の計算方法

① 収益事業等からの利益の50%を繰入れる場合

第一段階の収支相償を充たした各公益目的事業に直接関連する費用と収益に加え、公益目的事業の会計に属するその他の収益で各事業に直接関連付けられない収益、公益目的事業に係る特定費用準備資金への積立て額と取崩し額、更に収益事業等を行っている法人については、収益事業等から生じた利益の50%を加算して収支を比較します。剰余が生じる場合には、公益目的事業のための資産の取得や翌年度の事業費に充てるなど、公益のために使用することになります。

② 収益事業等からの利益を50%を超えて繰入れる場合

収益事業等から生じた利益の50%超を公益目的事業財産に繰入れる場合（公益法人認定法施行規則26条第7号及び第8号）とは、公益目的事業のために法人において特に繰入れの必要があると決定された場合ですが、決定にあたっては計画性をもって繰入れていただくことが適切です。そのため公益目的事業に必要な全ての資金収支とその見通しを立ててもらい、不足分を収益事業等の利益から100%を上限に繰入れるという枠組みにしています。

まず事業費以外に公益目的事業のための資金需要としては資産の取得又は改良（資本的支出）があることから、当期の公益目的保有財産に係る取得

支出とその売却収入、及び将来の公益目的保有財産の取得又は改良に充てるための資産取得資金（公益法人認定法施行規則第 22 条第 3 項第 3 号）への積立て額と取崩し額を公益目的事業が属する会計の費用、収益にそれぞれ加えます。その際に、公益目的事業費には公益目的保有財産に係る減価償却費が含まれていますが、これは財産の取得支出や資産取得資金の積立て額と機能が重複することから、減価償却費は控除します。

また特定費用準備資金への積立て額と取崩し額を加えます。ただし、この資産取得資金と特定費用準備資金は将来の事業のための資金でありますから、計画性をもって積立てと取崩しを行ってもらうため、この収支相償の計算上は、今後積立てなければならぬ見込み金額を積立てる年数で除した額を限度として積立て額を算入します。

このように公益目的事業に関するすべての資金の出入りを足し合わせて収支を比較するというようにしています。

- 2 法人の公益目的事業、収益事業等の状況や計画は事業年度毎に異なりますので、法人において 50%か 50%超かは毎事業年度、選択することが可能です。
- 3 なお、収益事業等の利益の 50%超を公益目的事業財産に繰入れた場合には、繰入れた事業年度末の貸借対照表は公益目的事業と収益事業等とに区分経理（公益法人認定法第 19 条）を行わなければなりません。一旦 50%超の繰入れを行った場合には、その後の繰入れが 50%に留まった時にでも、継続性の観点から区分経理を維持していただくことが適当です。

参考

収支相償対照表
(収益事業等からの利益の繰入れが50%の場合)

費 用	収 入
公益目的事業に係る 経常費用	公益目的事業に係る 経常収益
	公益に係るその他の経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益目的事業に係る 特定費用準備資金取崩し額
公益目的事業に係る 特定費用準備資金積立て額	収益事業等の利益を公益に繰入れた額 (利益の50%)

収入超過の場合には
公益目的保有財産の取得支出や公益資産取得資金への繰入れ、
翌事業年度の事業拡大等による同額程度の損失とする等
解消するための扱いを説明

収支相償対照表
(収益事業等からの利益の繰入れが50%超の場合)

費 用	収 入
公益目的事業に係る 経常費用 (減価償却費を除く)	公益目的事業に係る 経常収益
	公益に係るその他の経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益目的保有財産の売却収入 (簿価+売却損益)
公益目的保有財産の取得支出	公益目的事業に係る 特定費用準備資金取崩し額 (過去に費用として算入した額の合計額)
公益目的事業に係る 特定費用準備資金積立て額 ((所要資金額-前期末資金残高) / 積立期間残存年数 を限度)	公益資産取得資金取崩し額 (過去に費用として算入した額の合計額)
公益資産取得資金積立て額 ((所要資金額-前期末資金残高) / 積立期間残存年数 を限度)	収益事業等の利益を公益に繰入れた額 (利益の100%を上限)